

【ドイツ】介護保険法の改正

海外立法情報課・渡辺 富久子

* 高齢化の急速な進展に伴い、現在 240 万人とされている要介護者が今後数十年のうちに 400 万人に増える見込みである。これに鑑み、介護保険法が改正された。主な改正内容は、認知症の要介護者に対する給付の引上げ、保険料率の引上げ、追加の民間介護保険の加入に対する助成等である。改正法は、一部を除き 2013 年 1 月 1 日から施行される。

1 立法の背景

日本と同様にドイツにおいても、急速な高齢化と人口構造の変化に対応した介護保険制度の整備が喫緊の課題である。介護保険法（正式名称は社会法典第 11 編）の改正については、現在のキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）と自由民主党（FDP）の連立政権が 2009 年に発足した当初から検討を行ってきた。特に、240 万人の要介護者の半数が認知症と見られており、認知症の要介護者に対する給付の引上げが検討の中心であった。そのため、連邦保健省の下に設置された審議会において、介護保険法の要介護状態の定義を変更するための作業が行われている。現行の介護保険法の定義（第 14 条。以下、（）内の条文は同法のものである。）によれば、要介護者とは、身体的若しくは精神的な疾病又は障害により、6 か月以上にわたり、日常生活の基本動作（入浴、排泄、食事、歩行等）及び家事（買い物、料理、掃除、洗濯等）の支援を相当程度必要とする者をいう。この定義は従来、身体障害に偏って解釈されており、認知症の要介護者が必要とする日常の世話（*Betreuung*）や監督（*Beaufsichtigung*）がほとんど考慮されていない。

審議会は要介護状態の定義の変更に関する報告書を提出したものの、介護保険法の定義を変更してこれを実施するためには、新しい要介護認定手続による各介護区分の給付内容を確定しなければならず、すでに行っている給付については経過期間を設けなければならない。これは慎重に行う必要がある、暫くの期間を要するとされている。そのため、介護保険法の改正法案が 2012 年 6 月に連邦議会、9 月に連邦参議院を通過した。法律の改正により、要介護状態が新しく定義されるまでの暫定措置として、認知症の要介護者に対する給付が引き上げられることになった。

2 介護保険法の改正法の概要

以下、介護保険法の改正法の主な内容を紹介する。

・認知症の要介護者に対する給付の引上げ

介護保険法では、施設介護に対する在宅介護の優先が定められており（第 3 条）、在宅介護の場合には、要介護者は、要介護度の区分 I から III に応じて、現金給付（第 36 条）、現物給付（第 37 条）又はその混合給付（第 38 条）の請求権を有する。要介護度

は、身体機能の低下の程度によって区分され、認知症や精神障害等により日常生活が困難となり、他人の世話に大きく依存しなければならない者に対しては、その症状の程度により、従来、100 又は 200 ユーロ/月を追加して給付してきた。この請求権は、要介護度 I に達しない者（要介護度 0）も有する（第 45b 条）。今回の改正により、要介護状態の新しい定義が定められるまでの措置として、要介護度 0 の場合に現金給付 120 ユーロ/月、現物給付 225 ユーロ/月、要介護度 I の場合に現金給付 70 ユーロ/月、現物給付 215 ユーロ/月、要介護度 II の場合に現金給付 85 ユーロ/月、現物給付 150 ユーロ/月の増額が定められた（第 123 条）。

・介護者に対する支援の強化

家族の在宅介護者が気分転換のため、又は病気等の理由で介護をすることができない場合に、1 年間に 4 週間以内の期間で、代替の在宅介護者（第 39 条）又は短期の施設介護（第 42 条）の給付を受けることができるが、従来、この間、在宅の要介護者が受け取る現金給付は休止されていた。改正により、この場合でも所定の現金給付額の半額が支払われることになった（第 37 条）。

・介護グループホームに対する助成

介護グループホームは、少人数の要介護者用の共同住宅で、3 人以上の要介護者が居住し、介護員がその事務や介護を行うものである。介護グループホームは、在宅介護と施設介護の中間に位置付けられる。施設介護を減らすために、改正により、介護グループホームに対する助成が新たに定められた。在宅で現物又は現金の給付を受ける要介護者が介護グループホームに移る場合には、要介護者は、200 ユーロ/月の追加給付の請求権を有する（第 38a 条）。さらに、介護グループホームの建設を促進するために、2,500 ユーロ/人までの補助金が定められた。この補助金は 2015 年末までの措置であり、1 介護グループホームにつき上限 1 万ユーロ、全体で 3 千万ユーロの予算の範囲内で行われる（第 45e 条）。

・保険料率の引上げ

介護保険の保険料は労使折半で納付され、従来保険料率は所得の 1.95%であった。上述の給付改善のために、保険料率は 2013 年 1 月 1 日から 2.05%に引き上げられた（第 55 条）。これによる介護保険の収入増は、約 10 億ユーロ/年と見積もられている。

・追加の民間介護保険の加入に対する助成

今後の給付の拡大や世代間の負担の衡平を考慮した保険財政とするために、公的介護保険に追加した民間介護保険への加入が助成されることになった。追加の民間介護保険に 10 ユーロ/月以上の保険料を払う者には、5 ユーロ/月の助成金（Zulage）が支払われる（第 127 条）。

参考文献

- ・Gesetz zur Neuausrichtung der Pflegeversicherung (Pflege-Neuausrichtung-Gesetz – PNG) vom 23. Oktober 2012 (BGBl. I S.2246).
- ・Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/9369, 10157.